

令和5年度 岩手県小学生バレーボール連盟公認審判員に関わる連絡事項

岩手県小学生バレーボール連盟
審判委員長 高橋 正泰

1 審判員の資格について

(1) 岩手県小学生連盟（以下、県小連）公認審判員

- ①令和4年度に県小連公認審判員として活動し、正規の手続きを経て更新が認められた方は、令和5年度は、更新条件を満たすまたは更新講習を受講し、登録を行うことで活動が認められる。
- ②新規に県小連公認審判員資格所得を希望する方、及び、諸事情により継続できなかった方は、登録を先に行い、必要な手続きを行うことで、審判員としての活動が認められる。

(2) その他

- JVA(日本協会)公認審判員、岩手県協会公認審判員は、それぞれ指定された手続きを行い、資格が継続していること。(どちらの資格でも県協会HPでの名簿確認ができること)

2 各チーム所属審判員の登録について

(1) 名簿提出（氏名の報告）について

- ① 資格取得・更新講習会申込時の『令和5年度 岩手県小学生バレーボール連盟 チーム所属公認審判員名簿 兼 審判講習会参加申込書』を、チーム所属の審判員名簿(県小連公認、JVA公認、県協会公認すべて)として扱わせていただきます。
県小連公認資格者が事情により講習会を受講出来なかった場合、今年度は随行審判員とは認められないので、その場合は改めて名簿を提出してください。 ⇒ 主事 松川宛
- ② 所属ブロックは、
「二戸・九戸」「岩手」「盛岡」「紫波」「花巻・上閉伊」「北上」「胆江」「一関」「気仙」
「宮古・下閉伊」のいずれかとなる。
- ③ 「登録番号」「県小連使用欄」は記入しないこと。

(2) 登録料の納入について

- ① 令和5年度は講習会から全日本小学生大会県大会まで日程に余裕が無いため、講習会当日に県小連公認審判員登録料1人500円を、
更新の方 ⇒ 講習会受付時
新規の方 ⇒ 講習会終了後（合格の場合）
講習会受講料とは別に徴収させていただきます。
※JVA公認、県協会公認審判員は、別に登録料を納めているので納入不要。

3 活動報告書等について

(1) 審判活動報告書について

- ① 審判員登録手続き後、審判委員会が確認し登録番号を付与するので記入しておくこと。

- ② 講習会前にローカル大会等、今年度の審判活動を行った場合も遡って記入することが出来ます。ただし、審判委員長からの押印をもらうこと。
- ④ 令和5年度も全日本小学生大会県大会までに「主・副2回以上を行う」という条件は設けませんが努力義務とし、各自・各チームの責任においてルールを理解・取り扱い等十分に研修を積んでおくこと。

4 その他

- ① 一人の審判員の登録は1チームのみとする。(同一団体の男女チームでも、男子または女子いずれか一方のみにしか登録はできない)
- ② 各チームは県大会参加時には随行審判員を帯同していただきます。
- ③ 県小連公認審判員は18歳以上で、高校生は不可とする。
- ④ 県小連公認審判員の更新対象者であっても、令和4年度の審判活動報告が未提出の方は、改めて「資格取得講習会」を受講していただきます。
- ⑤ 登録番号は審判委員会が付与する。→後日、各チームに連絡する。